【1998年12月3日】決議 健康保険組合全国大会

決 議

長期化する経済不況と少子高齢化の進展は、わが国の社会・経済基盤を大きく揺さぶり、 社会保障の分野にも深刻な影響を及ぼし、医療保険制度も破綻が憂慮される状況にあり、 構造的改革の必要に迫られている。

健康保険組合は、平成9年度決算で組合全体としては実に4年ぶりに赤字幅が縮少した ものの、依然として約6割の組合が赤字を計上し、構造的な赤字体質が改善されていない というのが実態である。昨年9月からの健保法改正の効果が薄らぎ医療費が騰勢に転じて きたことに加え、本年7月からの国民健康保険法等改正による老人医療費拠出金の負担転 嫁の影響を受け、健保組合財政は今後再び不均衡が拡大していくことは確実である。

このまま推移すれば、低成長経済の下で増大する医療費負担の重圧に耐え切れず、健保組合のみならず医療保険制度全体が崩壊への道を辿ることになり、国民医療の確保に支障を来す結果となる。これを回避するには、矛盾が露呈している老人保健制度・医療保険制度の抜本改革を早急に実現する必要がある。同時に、介護保険制度について必要な手直しを加え、全体として整合性のある制度を構築すべきである。10 年度予算編成で行われたような負担転嫁の糊塗策は制度の歪みを拡大させるばかりであり、容認できない。

とりわけ、老人保健制度の改革は喫緊の課題であり、拠出金方式に代わる新たな高齢者 医療制度を構築すべきであるが、この新しい制度がどのような負担の仕組みを採用しても、 現状のような老人医療費の増高が続くかぎり、早晩行き詰まることは必至である。診療報 酬体系や医療提供体制の不合理・矛盾を是正し医療費を適正化することが何より必要であ り、そのための施策が強力に推進されるべきである。

現在、政府におかれては、抜本改革に向けた検討を進められているが、かつてのように 賃金・所得の伸びが期待できず財源の制約が強まる中で、今後とも健保組合制度がその機 能を十分に果たせるよう、企業やサラリーマンに偏らない公平な負担体系を構築するとと もに、医療費適正化を柱とする諸改革を積極果敢に断行されるよう強く要請する。

われわれ健康保険組合としては、自主・自立の保険者の立場から、従来にまして医療費 適正化活動や健康管理の徹底、情報提供の推進など積極的に事業を展開して、保険者とし ての機能強化に努め、国民の期待に応えていく決意である。

よってわれわれは、ここに次の事項を決議し、組織の総力をあげてその実現を期するものである。

- 一、年金保険システムを活用する突き抜け方式の高齢者医療制度の創設
- 一、出来高払いを改め、定額払い方式を基本とする診療報酬制度の構築
- 一、薬価基準制度を廃止し、給付基準額制の導入による薬剤費の合理化
- 一、良質の医療を効率的に選択できる患者本位の医療提供体制の整備
- 一、保険運営の効率化・事業共同化の推進等による保険者機能の強化

平成 10 年 12 月 3 日

医療保険制度構造改革推進決起大会 (平成 10 年度健康保険組合全国大会)